

○御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例施行規則

平成6年12月21日規則第10号

改正

平成9年2月1日規則第2号

平成9年12月18日規則第10号

平成15年3月1日規則第4号

平成17年1月19日規則第1号

平成17年1月19日規則第2号

平成18年10月11日規則第20号

平成19年3月8日規則第5号

平成19年3月30日規則第7号

平成20年4月3日規則第18号

平成27年12月28日規則第24号

平成27年12月28日規則第25号

御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例（昭和48年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（受給申請書及び受給券）

第2条 条例第3条に規定する受給権者（以下「受給権者」という。）は、条例第5条第2項の規定により申請するときは、重度心身障害者（児）医療費受給資格申請書兼台帳（別記第1号様式）に次に定める書類を添付して町長に提出し、重度心身障害者（児）医療費等受給資格者証（別記第2号様式。以下「受給券」という。）の交付を受けるものとする。

- （1） 条例第2条各号に規定する身体障害者手帳又は療育手帳の写し
- （2） 条例第3条第1項第2号に規定することを証明する被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- （3） 支給認定基準世帯員の市町村民税額を証明する書類
- （4） 条例第4条第1項ただし書に規定する附加給付を受けている者にあつては、当該附加給付を受けていることの証明書

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類の内容を公簿等により確認することができ

る場合には、当該書類の添付を省略することができる。

- 3 受給券の有効期間は、1年とする。ただし、期間の中途において交付したものの有効期間は、その残存期間とする。

(支給申請)

第3条 条例第4条の規定による医療費の支給を受けようとする受給権者は、重度心身障害者（児）医療費支給申請書（別記第3号様式。以下「支給申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(受給券の再交付等)

第4条 受給権者は、受給券を紛失し、又は破損したときは、重度心身障害者（児）医療費受給券再交付申請書（別記第4号様式）により町長に受給券の再交付を申請することができる。

- 2 受給権者は、受給券の再交付を受けた後において、紛失した受給券を発見したときは、速やかに発見した受給券を町長に返還しなければならない。

(届出等)

第5条 受給権者は、住所、氏名及び加入している医療保険の種類等を変更したときは、速やかに重度心身障害者（児）医療費受給資格変更届（別記第5号様式）に受給券及び変更内容のわかる書類を添えて町長に届け出なければならない。

(失権)

第6条 受給者がその資格を失ったときは、速やかに重度心身障害者（児）医療費助成受給資格変更（喪失）届（別記第6号様式）に受給券を添えて提出しなければならない。

(証明経費)

第7条 町長は条例第5条第1項の規定による助成の際、支給申請書の受領証明に要する経費の一部を助成するものとし、その額は1件につき100円とする。

(補則)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年2月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の御宿町重度心身障害者（児）医療費等の条例施行規則の規定は、平成8年10月1日から適用する。

附 則（平成9年12月18日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成15年3月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、様式第4号中の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成17年1月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成18年10月11日規則第20号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成19年3月8日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第7号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月3日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成27年12月28日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の御宿町重度心身障害者（児）の医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に心身障害者が受ける医療について適用し、同日前に心身障害者（児）が受けた医療については、なお従前の例による。

（施行前準備）

3 改正後の規則の規定による受給券の交付その他改正後の規則の施行のために必要な準備行為は、施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成27年12月28日規則第25号）

（施行期日）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別記

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式